

非課税となる資産

地方税法第348条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

根拠規定		対象資産
条	項 号	
地方税法第348条	第2項 第9号	学校法人等が設置する学校において直接又は教育の用に供する固定資産等
	第2項 第10号	社会福祉法人が生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
	第2項 第10号の2	社会福祉法人その他政令で定めるものが児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の3	社会福祉法人その他政令で定めるものが児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
	第2項 第10号の4	学校法人、社会福祉法人その他政令で定めるものが就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産
	第2項 第10号の5	社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
	第2項 第10号の6	社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の7	第10号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
	第4項	協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫

※該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」に必要事項を記入の上、非課税内容に係る資料とともに提出してください。ただし、非課税該当の償却資産でも台帳に登録しますので申告をお願いします。